

府営公園におけるボランティアとの協働に関する要綱

平成 13 年 4 月 1 日施行

平成 14 年 4 月 1 日改正施行

平成 14 年 7 月 1 日改正施行

平成 18 年 4 月 1 日改正施行

平成 21 年 3 月 31 日改正施行

(前文)

府営公園におけるボランティアとの協働については、平成 5 年に策定された「大阪府公園基本構想」の中で、公園がいつの時代にも個性と魅力を発揮し、世代を超えた歴史的資産となるためには、それにふさわしい質の高い管理・運営が必要であり、高齢者や公園を愛する人々、レクリエーション団体等の多方面からの積極的な協力を得て、公園行政との連帯を進めることが必要であり、また運営面では、「市民参加の仕掛けを作ること」が謳われている。各府営公園におけるボランティア活動の実際も、府民の公園利用形態の多様化に伴い様々な活動が数多く見られるようになってきており、府民と大阪府及び指定管理者が、それぞれの立場や役割について共通認識を持ち、ボランティア活動を質的・量的にも更に発展させることで、府民の生きがいや自己実現の場の創出と「大阪府公園基本構想」の実現することが必要である。本要綱は、府営公園におけるボランティアとの協働について、基本的な考え方や支援内容、手続き等について定めるものである。

(目的)

第 1 条

この要綱は、府営公園（未開設区域を含む、以下同様。）において行われるボランティア活動において、土木事務所及び指定管理者の支援協力体制を含め、府民との協働方法を確立し、よりよい公園づくりを目指すことを目的とする。

(ボランティアの定義)

第 2 条

ここでいう「ボランティア」とは、公園の維持管理や運営に寄与する活動を自発的に行う個人またはグループを指し、活動内容については以下①～③の条件を満たすものとする。ただし、大阪府の各土木事務所及び指定管理者と関わらずに独自に開催されている自然観察会や、学校主体の環境学習活動など、公園を活動の場として使用するにとどまるもの、ボランティア活動を含むがイベントの性格の強いもの、また府の委託業務として行われる活動は除くものとする。

- ① 活動内容が、非営利的なもの
- ② 公園事業の質的向上に結びつくもの
- ③ 活動が自主性、継続性のあるもの

(ボランティア活動の種類)

第3条

府営公園におけるボランティア活動を次のとおり分類する。

- ・ 大阪府や指定管理者が直接的に募集・育成し、活動を行うもの（以下「行政主導型ボランティア」という）
 - ・ 個人や団体の自発的な意思により、活動を行うもの（以下「民間主導型ボランティア」という）
- ※行政主導型ボランティアは、最終的には、行政から自立した民間主導型で活動を継続していくものとする。

(行政主導型ボランティア)

第4条

行政主導型ボランティアについては、以下の点に留意した上で、ボランティアの育成及び自立支援を行なうものとする。

- ① 土木事務所または指定管理者の主催事業として位置付けること
- ② 育成講座等の修了後、自立して活動できるよう、グループ化を始めとする自立支援プログラムを作成・運用すること。

(民間主導型ボランティア)

第5条

民間主導型ボランティアについては、以下の点に留意した上で協働を図るものとする。

- ① ボランティア活動が、自主的で継続性を有するものであるか。非営利であるか。また、公園の管理運営にプラスになることを確認すること
- ② ボランティア団体（NPO 法人、任意のボランティア団体・個人を含む、以下同様。）に、土木事務所または指定管理者の支援体制を説明し、理解を得ること

(協働方針)

第6条

- (1) ボランティア団体との協働を行う際、開設区域で活動する場合は、指定管理者が窓口となり、未開設区域で活動する場合は、土木事務所が窓口となり支援等を行う。以下の条項において、未開設区域で行われる活動に関しては、指定管理者を土木事務所として、読み替えるものとする。
- (2) ボランティア支援用消耗品の購入に当たり指定管理者は、ボランティア支援用として通常の園地管理用品とは分けて把握しておく。

(活動の届出)

第7条

清掃や除草などの簡易な維持管理活動を行なうボランティア団体は、活動開始時及び毎年度ごとに「活動届出カード」（様式1）を指定管理者に提出し、活動内容の確認を受けるものとする。ただし、第9条の覚書を締結するボランティアに関しては、覚書の締結をもってこれに代えることがで

きる。

(活動届出による支援)

第8条

活動の届出により、指定管理者の確認を受けたボランティア団体は、指定管理者の業務に支障のない範囲で、指定管理者による以下の支援を受けることができる。

- ① その活動に対する広報（掲示板の使用やホームページへの掲載等）
- ② 府営公園で活動するために必要な（指定管理者がその都度指定する）会議室の無償使用
- ③ ボランティア団体への連絡取次ぎ
- ④ その他、指定管理者が認めるもの

(覚書の締結)

第9条

竹木の伐採や育成・花壇管理など、公園施設の改変や区域の占有などを伴う活動や、利用サポート・レクリエーション指導（観察・工作等）など、来園者を対象とした活動を行なうボランティア団体は、活動開始時及び毎年度当初に指定管理者と覚書（様式2）を締結し、双方合意の上で活動を行なうものとする。

- (1) 指定管理者は、覚書の締結及び更新に際し、その内容について事前に土木事務所の確認を得るものとする。
- (2) 毎年度ごとの更新に際しては、前年度の活動状況から更新の可否について判断する。
- (3) 覚書は2部作成し、指定管理者とボランティア団体が各一部ずつこれを保有するものとする。
- (4) 覚書の締結にあたって必要な書類は以下のとおりとする。
 - ① 会則
 - ② 活動計画表（年間の活動計画が把握できるもの）
 - ③ 活動区域図（清掃範囲、花壇場所等活動場所が決まっているもの）
 - ④ ボランティアメンバー表
 - ⑤ その他指定管理者が必要と認める書類
- (5) 覚書を締結しているボランティアが、締結期間中にやむをえない事情により活動の休止及び中止を行なう際は、指定管理者にその旨を届出ることとする。
- (6) 指定管理者が変更になる場合に、新たな指定管理者がボランティア団体との間で新たに覚書を締結する際には、前指定管理者との間で締結されている覚書の内容を尊重し、ボランティア団体の継続的な活動に配慮すること。

(覚書による支援)

第10条

- (1) 指定管理者と覚書を締結したボランティア団体は、指定管理者の業務に支障のない範囲内で次項に定めるものの内、必要な支援を受けることができる。
- (2) 支援の内容

- ① 「第8条（活動届出）に記載されている支援」
- ② 竹木の伐採など、通常は禁止される行為の許可
- ③ 花壇の管理に伴う活動許可
- ④ 作業用具の貸出
- ⑤ 必要最低限の消耗品の支給
- ⑥ その他協働に必要なものと指定管理者が認める事項

（施設使用料等の減免）

第11条

ボランティア活動に伴う有料施設の使用料減免は、原則として行なわない。ただし、覚書において当該施設の無料利用について明記されている場合は、記載内容に則して、指定管理者は無料で利用させることができる。

（園内車両通行許可）

第12条

公園内の車両通行許可について、ボランティア団体は、事前に指定管理者へ届け出た上で協議を行なうものとし、指定管理者は、資材搬入など必要最小限の車両について許可を行なうものとする。

（ボランティア保険）

第13条

指定管理者は、ボランティア団体の代表者に対し、あらかじめボランティア保険への加入について説明し加入を勧めるものとする。また、加入は、ボランティア団体の判断とする。

（府営公園で活動するボランティア団体が行なう事業への対応）

第14条

（1）ボランティア団体が環境学習講座など、ボランティア団体が独自の事業を行なう場合は、当該事業の事業計画書および収支計画書を添えて、事前に指定管理者に届出て承認を受けること。指定管理者は、事業計画書および収支計画書により、事業内容が以下の①②に適合していることを確認し、土木事務所と協議の上承認すること。

- ① ボランティア団体が行なう事業の主たる会場が、届出を行う府営公園であり、事業内容が第2条に適合するものであること。
- ② 参加者から料金を徴収する場合、材料実費程度の料金であること。

（2）ボランティア団体が行なう講座やイベントなどが、有料施設を使用する場合や行為許可に該当する場合は、大阪府都市公園条例に基づく手続きを行なうこと。

（事故への対応）

第15条

ボランティア団体は、活動中の安全確保に十分注意するとともに、他の来園者の方に迷惑や危険が及ばないようにしなければならない。事故等が発生した場合は、自己責任において適切な対応をす

るとともに、指定管理者に報告すること。また、活動内容によっては、万一に備えて「ボランティア保険」の加入を積極的に検討すること。

(その他)

第16条

ボランティア団体が、同一の府営公園において複数の活動を行なう場合、ボランティア団体は、その活動ごとに第7条もしくは第9条の手続きを行なうこと。また、ボランティア団体が、複数の府営公園において活動を行なう場合、ボランティア団体は、活動しようとする公園ごとに手続きを行なうこと。この場合、ボランティア団体は、公園により支援内容に差異が生じることについて理解すること。

第17条

土木事務所が行政主導型ボランティアを立ち上げる場合や、ボランティア活動の内容が公園事業に著しく寄与すると判断される場合、または土木事務所と協働してボランティア団体がイベントを行なう場合等は、土木事務所は、報道機関への広報をボランティア団体と協議の上行なうものとする。

第18条

この要綱で定めていない事項、または指定管理者とボランティア団体が協働を行なう上で疑義が生じた場合は、双方が誠意を持って、これの解決に臨むものとする。

附則

1 この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成14年7月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成21年3月31日から施行する。

府営公園ボランティア 「活動届出カード」

〇〇公園

記入年月日

平成 年 月 日

①団体名	フリガナ		
②代表者	お名前	フリガナ	電話番号
			携帯番号
			FAX 番号
	住所	フリガナ	
③活動人数	人		
④活動場所			
⑤活動内容	<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 除草 <input type="checkbox"/> その他 () 具体的な内容 []		
⑥活動頻度	<input type="checkbox"/> 週1回 <input type="checkbox"/> 月1回 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> その他 () 活動日、時間：		
⑦活動開始	年 月～		
⑧備考			

整理番号		受付者	
------	--	-----	--

覚 書

●● [指定管理者] (以下「甲」という。)と●●公園・●●クラブ [ボランティア団体名] (以下「乙」という。)は、大阪府営●●公園におけるボランティア活動について、下記のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は大阪府営●●公園において、乙が実施する●●管理ボランティア活動を行なう際の基本的な事項について定めるものである。

(活動の内容)

第2条 活動内容 [例：花壇管理ボランティア活動]

- (1) 花壇のレイアウト作成等
- (2) 土壌改良
- (3) 花苗の栽培
- (4) 花苗の植付
- (5) メンテナンス

記入例

※ 詳細は、会則、活動計画書等による。

- 2 活動メンバー (代表者の連絡先を記載した活動メンバー表)
- 3 活動場所は●●地区●● [具体的な活動場所] とする。(活動区域図 参照)
- 4 乙の●● [活動内容] ボランティア活動により発生した花苗の所有権は、甲に帰属する。

上記のようにエリアや内容が詳細に記載できない場合は、以下のように記載
「●●公園において高齢者や障害者への公園利用サポートや案内ボランティアを行うものとする。」

(活動報告書等の提出)

第3条 乙は、活動日には活動日誌等その実施内容が把握できる資料を作成すること。

- 2 乙は、毎年度末に1年間の活動内容をまとめた活動報告書を甲に提出すること。

活動日誌、活動報告書の様式については任意とするが、活動日、活動内容、参加人数等を明らかにし、府が報告を求めた場合は対応できるようにすること。

(活動の支援及び協力)

第4条 甲は、乙の活動に対し、必要に応じて次のとおり支援・協力を行うものとする。

- (ア) 掲示板の使用や指定管理者 HP での活動紹介
- (イ) 事務所 (パークセンター等) 会議室の使用

- (ウ) ボランティア団体への連絡取次ぎ
- (エ) 公園管理者が許可した苗圃及び指定花壇(別紙)の使用。
- (オ) 作業用具の一部貸出。
- (カ) 必要最低限の消耗品の支給。
- (キ) コピー機の使用。
- (ク) 駐車場の無償使用

記載例。(ア)(イ)(ウ)は必須の支援。他は、活動に応じて支援内容を記載する。

(事故の対応)

第5条 乙は、ボランティア保険に加入するなど活動時の事故に備えること。万一、事故が発生したときは、乙の責任で対応することとする。

(支援の解除等)

第6条 甲は、乙の活動が停止又は活動内容に問題が生じたときは、支援・協力の解除又は活動内容の是正指導を行うことができる。

(活動により発生した資材等の帰属)

第7条 甲乙相互の了解のもとで活動し発生した資材等(花苗等)は、管理者としての甲に帰属するものとする。

(有効期間)

第8条 この覚書の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

1年毎の更新とする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 [住所]
[指定管理者名]
[代表者名]

印

乙 [住所]
[ボランティア団体名]
[代表者名]

印

《参考》

○ ボランティア団体への支援について

	支援内容
活動届出	広報(ポスター掲示を認める、HPでの紹介等)、会議室等の無償利用、ボランティアに対する連絡取次、その他指定管理者が定めるもの
覚書	活動届出による支援内容に加え、府有財産を触る(伐採、花壇管理など)、作業用具の貸出、必要最低限の消耗品支給、その他指定管理者が定めるもの

※届出と覚書の区分については7条及び9条を参照

※各支援内容については、指定管理業務に支障のない範囲とする

○ 協働の流れ

